平成２６年（フ）第２２１号
大津市朝日が丘２丁目１番40号　松風ハイツ１号
債務者　コスモ塾こと　石井　將二
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４０号
大津市別保３丁目５番Ｂ―202号、前住所大津市葛川梅ノ木町100番地
債務者　岩田はるみ
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８４９号
京都府八幡市川口萩原４番地の22
債務者　荒木　裕介
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５５号
鳥取県鳥取市青谷町蔵内163番地
債務者　竹森久美子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８３号
鳥取県鳥取市美萩野２丁目228番地２　県住６号
債務者　池田　　實
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８４号
鳥取県鳥取市美萩野２丁目228番地２　県住６号
債務者　池田　光子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９２号
鳥取県米子市旗ヶ崎５丁目12番41号　103号、前住所鳥取県米子市上後藤６丁目２番11号
債務者　渡部　幸子（旧姓荒濵）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第５０２号
広島市安佐南区八木９丁目25番23―301号
債務者　西川めぐみ
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６９号
広島市安佐南区八木２丁目９番24―302号
債務者　平川　淳弥
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７３号
広島市安佐北区落合南７丁目27番12―201号
債務者　西林　　勲
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６０号
広島県東広島市黒瀬楢原北２丁目30番17号
債務者　岡本　　淳
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０号
広島県尾道市高須町5143番地11　橋本貸家
債務者　畑本　博人
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第９６号
徳島県吉野川市山川町宮地182番地１、旧住所島根県大田市久手町波根西399番地１
債務者　松田　美和（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６９号
徳島県徳島市末広４丁目１番９―103号　光ハイツ、旧住所徳島県徳島市西新浜町２丁目１番45号
債務者　大島　數子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２号
大分県中津市大字永添92番地
債務者　黒川　雅彦
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２９号
宮崎市吉村町宮ノ前甲2191番地５　パイングローブⅠ棟202号、前住所宮崎市恒久４丁目５番地８　イチイビル203号
債務者　眞方　敏彦
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３号
山梨県大月市大月町花咲415番地
債務者　眞山栄子こと　徐　　栄孝
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係